

盛岡市市立病院奨学資金貸付金の返還の免除について

平成 25 年 5 月 30 日  
市 立 病 院

盛岡市市立病院奨学資金貸付規程（平成 19 年市立病院管理規程第 24 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、奨学資金貸付金返還免除決定したので、議決を経る必要が生じたものである。

1 内容

当院では、将来市立病院の業務に従事しようとする者（看護学校等の学生）に対して、上記規程に基づき、盛岡市市立病院奨学資金の貸し付けを行っている。また、同規程において、奨学金返還の免除について「看護師として市立病院に 5 年以上在職し、その勤務成績が優良と認められるとき（第 16 条第 1 項第 1 号）」と規定されている。

今般、貸付した者から上記規程に基づき、返還の免除申請書が提出されたことに伴い、この内容を精査した上、返還免除決定を行った。

このことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、権利の放棄をするにあたり、議会の議決を経る必要が生じたものである。

2 対象

- (1) 件数 1 件
- (2) 貸付金額 180,000 円

3 貸付実績

- (1) 貸付期間 平成 19 年 4 月から平成 24 年 3 月まで
- (2) 貸付人数 9 名

内訳

返還状況	人数
返還済	4 名
返還猶予中	4 名（上記対象を含む、現在、当院に在職中の者）
返還中	1 名
合計	9 名